

## 放置車両確認標章の作成・取付け要領等について

平成31年3月8日付け警察庁丁交指発第32号、丁交企発第50号  
警察庁交通局交通指導課長及び警察庁交通局交通企画課長から  
警視庁交通部長及び各都道府県警察本部長あて

### (概要)

放置車両確認標章の作成・取付け、放置車両の確認後における警察署長及び都道府県公安委員会への報告等並びにレッカー移動に際しての要領等について通達するもの。